



平成 30 年 5 月号

難民認定制度の運用の見直しについて

「難民」とは、本来は「人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由として迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないか又はそれを望まない者」とされています。難民の認定を受けた外国人は、次のような権利又は利益を受けることができます。

- ① 永住許可要件の一部緩和 ② 難民条約に定める各種の権利

難民の認定を受けた外国人は、原則として締約国の国民あるいは一般外国人と同じように待遇され、日本においては国民年金、児童扶養手当、福祉手当などの受給資格が得られることとなっており、日本国民と同じ待遇を受けることができます。また、不法滞在者等の在留資格未取得外国人から難民認定申請があったときは、その者の法的地位の安定を図るため、一定の要件を満たす場合には仮に本邦に滞在することを許可し、その間は退去強制手続が停止されます。

しかしながら、平成29年の難民認定申請の状況は、難民認定申請を行った外国人（以下「申請者」）は19,629人であり、前年に比べ8,728人（約80%）増加しました。主な国籍は、多い順に、フィリピン、ベトナム、スリランカ、インドネシア、ネパールとなっており、シリアなどの世界で避難を余儀なくされている人の多い上位5か国（UNHCR「グローバル・トレンドズ2016」による。）からの申請者は少数にとどまる一方、大量の難民・避難民を生じさせるような事情のない国からの申請者が大半を占めています。また、難民と認定されなかった申請者の申立て内容のうち、最も多いのは本国における知人や近隣住民等とのトラブルであり、半分近くを占め、そのうちの7割近くが借金に関するトラブルとなっています。稼働希望を申し立てるものなどもあり「難民」に明らかに該当しない申立てが全体の約半数となっています。

このような状況下、平成30年1月に下記のような「更なる運用の見直し」が発表されました。

- (1) 初回申請では、案件の内容を振り分ける期間を設け、その振り分け結果を踏まえて、速やかに在留資格上の措置（在留許可、在留制限、就労許可、就労制限）を執ります。
- (2) 難民条約上の難民である可能性が高いと思われる申請者には速やかに就労可能な在留資格を付与し、更なる配慮を行います。
- (3) 初回申請でも難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を申し立てる申請者には在留を許可しません（在留制限）。
- (4) 在留制限をしない場合でも、失踪した技能実習生等、本来の在留資格に該当する活動を行わなくなった後に申請した申請者には就労を許可せず（就労制限）、在留期間も「3月」に短縮します。就労を制限する理由として 本来の在留資格に該当する活動（技能実習）を続けながらも難民認定申請ができるにもかかわらず、当該活動を止めて、在留する根拠を喪失した後に申請していることから、就労や在留の継続を目的とした濫用・誤用的な申請の可能性が高いことが挙げられています。

外国人雇用サポートセンター

〒184-0004 東京都小金井市本町 1-8-14 サンリープ小金井 305（キリン社会保険労務士事務所内）
TEL 042-316-6420 FAX 042-316-6430 ホームページ <http://foreigner-em.com/>